

様

大阪市水道局長

後援等名義使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった後援等の名義の使用について、次のとおり承認します。

記

- 1 名義の種別
- 2 対象行事
  - (1) 名称
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
- 3 承認期間

【承認条件等】

- 1 対象行事以外で名義を使用しないこと。
- 2 対象行事に関する広報物を作成する場合は、事前に届け出ること。
- 3 当局は、対象行事に要する経費を負担しない。
- 4 申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかにその承認を申請すること。
- 5 承認要件のいずれかを満たさなくなったとき、申請書類の内容が事実と著しく相違するとき、承認条件のいずれかに違反したとき、正当な理由なく行事を中止したとき、その他不相当と認められる行為があったときは、承認を取り消し、以後の申請に対する承認を行わないことがある。
- 6 承認を取り消したことにより、当局又は主催団体に損害が発生した場合、当該損害の賠償責任は、主催団体が負う。
- 7 対象行事において発生した事故等に対し、当局はその責めを負わない。